

一般社団法人日本リハビリテーション工学協会会費に関する規定（案）

一般社団法人日本リハビリテーション工学協会の会費に関しては、定款により、社員総会において定めることになっているので、ここで提案する。

（種別）

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者で社員総会において推薦された者
- (4) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した個人で、学校教育法にて定める学生の身分を有する定職に就かない者ならびに、理事会において同等と認められる者。

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 学生会員は、社員総会において別に定める学生会費を納入しなければならない。

設立母体である（任意団体）日本リハビリテーション工学協会（以下、団体）の会費は、「会則施行細則」により、

第33条 会則第7条に基づき、入会金および会費を下記のように定める。

1. 入会金	正会員	1,000円
	学生会員	なし
	賛助会員	なし

但し、学生会員から正会員へ切り替える際は、入会金を必要とする。

2. 年会費	正会員	8,000円
	学生会員	4,000円
	名誉会員	なし
	賛助会員	1口10,000円3口以上

但し、会則第7条に定めるとおり、理事会の承認を経て減額措置を受けることができる。

）会則第7条

会員は会費を前納するものとする。但し、正当な理由がある場合、理事会の承認を経て減額措置を受けることができる。

と規定している。

これに準じ、会費については定款施行細則において規定することとする。

なお、定款施行細則は理事会で改正できるが、会費を規定する条項の改正に関しては、社員総会の承認を経てから改訂することとする。

基本的に、この金額体系を維持するが、会員に不利益（過剰負担）を与えないために

- ・ 団体の会員が、本法人の会員になる際には、入会金を免除すること
- ・ 団体と本法人の両組織が併存する期間、両組織の会員となる者については一方の会費を免除すること

については、移行の特例として規定することとする。

(以下、規定する事項)

正会員	個人	入会金	1000 円、	年会費	8000 円
	法人	入会金	1000 円、	年会費	8000 円

ただし、任意団体日本リハビリテーション工学協会の正会員であるものが、引き続き本法人の正会員になる場合は、入会金を免除する。

法人として、正会員としての入会を希望する場合は、個人名の記名ではなく、職名をもって登録し、その職に付く個人1名のみが、正会員の権利を行使できるものとする。

協賛会員	個人	入会金	0 円、	年会費	1 口 10000 円	1 口以上
	法人	入会金	0 円、	年会費	1 口 10000 円	3 口以上

ただし、法人格を持たない団体の登録においては、代表者個人名および口数に応じた個人名を併せて登録し、その個人が権利・債務等の一切の義務を負うものとする。

賛助会員は、その団体の構成員において、口数に応じた賛助会員の権利を有し、この権利はその団体の構成員において連帯して行使するものとする。

学生会員	入会金	0 円、	年会費	4000 円
------	-----	------	-----	--------

ただし、上記の規定にかかわらず、正当な理由がある場合、理事会の承認を経て減額措置を受けることができる。

(団体と本法人の両組織が併存する期間、両組織の会員となる者については一方の会費を免除する特例は、この理事会承認による減額とする)